

2018.7.7 野村ダム水害訴訟 原告募集

2018.7.7 肱川のダムの水害は
今年7月7日で時効になり、これ以降は訴えることができません。
二度と大水害を被らない未来の野村のために、
原告に加わってもらえませんか。



(写真提供：被災者)

7月7日で時効が成立します。いま声を上げなければ、ダム事務所が行なったあの放流が「正しい放流」だったことになってしまいます。

どう考えても、私たちは納得ができません。

国（国土交通省 四国整備局）や野村ダム事務所は「操作規則に従ったのだから、自分たちには責任が無い」と言いますが、操作規則は急激な放流を禁止しており、操作規則に従った放流をしていたわけではありません。

→→→原告団への参加申し込み・お問い合わせは、裏面をご覧ください。

肱川水害について、報告会を開催します。

日時：令和3年6月5日（土） 午前10時～12時

場所：野村町中央公民館3階

主催：野村の未来を守る会

*どなたでも自由にご参加ください（申込み不要）。感染症対策をして実施します。
新型コロナウイルスの感染状況により変更する場合があります。



裁判によって明らかになってきたこと

①事前に通知がない放流でした

異常洪水時防災操作が起こった際に、事前の通知はありませんでした。6時20分から異常洪水時防災操作をしていますが、その連絡が野村ダム事務所から西予市に来たのは6時36分です。

②実は操作規則に違反していました

「操作規則に従って放流した」と言っていましたが、急激な放流はしてはならないと操作規則で定められています。急激な放流になることが2時間以上前からわかっていたのに、野村ダム事務所は操作規則に違反してあのような急激な放流をしたのです。

野村ダム水害は次の3つが主な原因！

①違法なダムの放流操作

事前に気象庁が異例の記者会見を開くほどの大豪雨が予測されたのですから、事前放流をしっかりとダムの空き容量を確保し、豪雨に備えなければなりません。しかし、少量しか事前の放流をせず、ダムを満水にさせたので、緊急放流をするしかなくなりました。十分事態を把握していながら、ダム事務所は適切な放流をしなかったのです。

②大規模洪水に対応できない操作規則の変更

平成8(1996)年、野村ダムの操作規則は大規模洪水に対応できない内容に変更されました。大規模洪水こそ多大な被害を及ぼすのですから、大規模洪水に対応できない操作規則は治水の根本に反するものです。操作規則を変更する際、国や自治体から野村の住民に対して十分な説明もありませんでした。

③放流情報が十分に住民に伝えられていないこと

ダム事務所は、どれだけの放流量でどこが浸水するかについて、操作規則上、流域住民に知らせる義務を負っています。しかし、流域住民には知らされていません。操作規則では、緊急放流する際には事前に連絡することになっています。しかし、事前の連絡をしていませんでした。流域住民は、危険性の高い緊急放流が行なわれることすら知らされていませんでした。

原告に加わってくださる方を募集します！

- ①法廷への出廷：弁護士に委任状を提出いただくことで、出廷は必要ありません（出廷も可）。
- ②弁護士費用：本来は弁護士費用が必要ですが、今回は応援してもらう方のカンパにより、不要です。
敗訴しても原告の費用負担はありません。
- ③必要経費：裁判所に納める手数料として、印紙代（損害賠償請求額の0.3%）を負担いただきます。
（例：1,000万円の損害賠償請求額に対して30,000円、1,500万円の場合は45,000円）
- ④原告になれる方：2018年7月7日のダム放流による被害を受けた方。罹災証明書が出なかった場合でも、ダム放流による被害があれば原告になれる。町外に在住していて、空き家が被災した場合も可能。

原告団への参加申し込み・お問い合わせ

野村の未来を守る会 入江須美 TEL. 0894-72-0329 090-1570-5368